

営業用倉庫登録までの手続の流れ

STEP 1 : 事前確認

- ・申請に必要な資料を準備することができるかどうか？
 - 建築確認済証（確認申請書第1面～第5面を含む）、完成検査済証が保存されていますか？
 - 申請に必要な図面は保管されていますか？
- 建築確認済証・完成検査済証・建築図面が保管されているか自社内（賃貸の場合は大家に問い合わせる等）で確認を行って下さい。
- ・関係法令（都市計画法・建築基準法・港湾法等）上問題のない建物かどうか？
 - 建物の用途は「倉庫業を営む倉庫（08510）」となっていますか？
 - 建物が所在する場所は都市計画法上営業用倉庫を設置できる場所となっていますか？
 - 建物が所在する場所は港湾法上営業用倉庫を設置できる場所となっていますか？
- 必要に応じ各法令を担当する部局（市役所等）に事前確認を行って下さい



STEP 2 : 運輸局への相談

- ・STEP 1でご用意した内容・資料をもって運輸局に相談
 - ご準備いただいた資料を確認し、倉庫業の登録を受けるのに必要な事項（補正事項）についてご案内させていただきます。なおご回答させていただくのに2～3週間程度お時間を頂戴します。
- ・倉庫管理主任者の選任準備
 - 営業開始までにスムーズに倉庫管理主任者の選任ができるようお早めにご準備下さい。



STEP 3 : 申請書の提出

- ・補正事項への対応
 - STEP 2にて運輸局からご案内を受けた補正事項についてご対応下さい。なお、建物の工事が必要な場合は工事を行う前に再度運輸局にご相談下さい。
- ・申請書の提出
 - 上記の補正事項が完了しましたら、申請書をご提出下さい。不備が無ければ2～3週間程度で倉庫業の登録となります。

STEP 1 事前準備

中部運輸局にご相談いただく前に、倉庫業の登録を受けたい建物が建築基準法や都市計画法等の関係法令について問題無いかや必要な資料をご準備できるかの確認を行って下さい。

(事前にご確認が必要な事項)

- 建築確認済証（確認申請書第1面～第5面を含む）、完成検査済証が保存されていますか？
→建築確認済証、完成検査済証が無い場合、建築基準法の適合性が確認できないため、原則として倉庫業の登録を行うことができません。なお、倉庫を新しく建てられる場合は申請時（STEP 3）までに建築確認済証をご提出できればよいため、STEP 2に進んで下さい。

- 申請に必要な図面は保管されていますか？
→申請の際は、案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、矩計図、建具表、建具キープランが必要となります。（なお、審査の内容に応じてこれら以外の図面を求める場合もございます。）
また、建築から一定期間の築年数が経過したもの（鉄骨造：12～26年、鉄筋コンクリート造31年）については、建物の調査を一級建築士に行ってもらい、報告書をご準備いただく必要がありますのでご注意下さい。

- 建物の用途は「倉庫業を営む倉庫（08510）」となっていますか？
→建築確認が「倉庫業を営む倉庫（08510）」で行われている必要があります（建築確認申請書の第4面より確認ができます）。それ以外の用途（「工場」や「事務所」など。また、単に「倉庫」となっているものや、「自家用倉庫（08520）」を含みます）となっている場合、建物が所在する自治体の建築部局（建築指導課等）に、当該建物を倉庫業を営む倉庫として使用することに対して建築基準法上問題無いか確認を行って下さい。 手続が不要な場合や、建築基準法上何か手続が必要でも使用できる見込みがあれば、建築部局の担当者と手続を進めつつ、STEP 2に進んで下さい。

- 建物が所在する場所は都市計画法上営業用倉庫を設置できる場所となっていますか？
→準住居地域を除く住居地域、市街化調整区域では原則として営業用倉庫を設けることができません。建物が所在する自治体の都市計画部局（都市計画課等）に当該建物を倉庫業を営む倉庫として使用することに対して都市計画法上問題無いか確認を行って下さい。
手続が不要な場合や、都市計画法上何か手続が必要でも使用できる見込みがあれば、都市計画部局の担当者と手続を進めつつ、STEP 2に進んで下さい。

- 建物が所在する場所は港湾法上営業用倉庫を設置できる場所となっていますか？
→建物が臨港地区内にある場合、港湾法の規制を受ける場合があります。臨港地区を管理する港湾管理者に当該建物を倉庫業を営む倉庫として使用することに対して港湾法上問題無いか確認を行って下さい。 手続が不要な場合や、港湾法上何か手続が必要でも使用できる見込みがあれば、港湾管理者と手続を進めつつ、STEP 2に進んで下さい。

STEP 2 運輸局への事前相談

STEP 1 の内容について準備、確認ができましたら、資料を準備の上、中部運輸局環境・物流課に相談下さい。内容を確認させていただき、登録までに対応が必要な補正事項等について案内させていただきます。相談については、直接来庁いただくことも可能ですが、下記の資料を郵送又はメールにてお送りいただき、メール、電話等で回答させていただくことも可能でございます。なお、直接資料をいただいた場合でも、ご回答させていただくまでに2～3週間程度お時間をいただきます。

(ご相談の際の注意事項)

○相談の際は下記の資料をご準備下さい。

- ・ 建築確認済証（確認申請書第1面～第5面を含む）
- ・ 完成検査済証
- ・ 建築図面（案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、矩計図、建具表、建具キープラン）
- ・ [倉庫業申請相談記録簿](#)（記入できる範囲で作成いただければ結構でございます。）

※こちらの資料について、建築確認済証、完成検査済証、倉庫業申請相談記録簿についてはA4サイズ、建築図面についてはA3サイズで写しを取ってご提出下さい。

○相談窓口は下記になります。なお、中部運輸局管内（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）以外の倉庫に関するご相談については、当該倉庫を管轄する運輸局にご相談下さい。

中部運輸局 交通政策部 環境・物流課

〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館

E-mail: cbt-chubusoukoshinsei@gxb.mlit.go.jp

※郵送、メールにてご相談いただく場合は宛先を「〇〇県倉庫担当者」として下さい。また、ご担当者の連絡先（氏名、会社名、電話番号、メールアドレス）が分かるものをあわせてお送り下さい。

○内容を確認、整理し、登録までに必要な事項をご案内させていただくのに標準で2～3週間程度かかります。直接窓口にお持ちいただいても当日回答ができないため、遠方よりご相談いただく場合は、郵送、メールでのご相談をご活用下さい。

○原則各倉庫に1名倉庫管理主任者の選任が必要になるため、STEP 3までに倉庫管理主任者をご用意いただく必要があります。営業用倉庫での実務経験が3年以上（指導監督業務の実務経験であれば2年以上）ある者又は日本倉庫協会が主催する倉庫管理主任者講習を受講した者が必要となりますので、こちらについてもご準備下さい。

STEP 3 申請書の提出

STEP 2でご案内させていただいた、補正事項についてある程度のご対応ができた段階で申請書を作成いただき、ご提出下さい。全ての補正事項が完了後、概ね2～3週間程度を目処に登録となります。

(申請書をご提出する際の注意事項)

- ・申請に必要な書類については、倉庫業登録申請の手引き7Pをご確認下さい。新規登録の場合は全て、変更登録1～13までの資料が必要となります。

(倉庫業登録申請の手引き)

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kousei/soukogyo/file/soukogyonotebiki.pdf>

- ・申請書や倉庫明細書のひな形は中部運輸局HPにございますので、ご活用下さい。

(中部運輸局HP：<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kousei/soukogyo/souko.html>)

・申請書をご提出いただいた際に、STEP 2でご案内させていただいていた補正事項から追加で補正指示を行う場合がございます。そのため、登録を急がれる場合は早めに申請書のご提出をお願いいたします。